

江田島市教育委員会会議録

平成25年5月20日（月）平成25年第7回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎301会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	11時00分

2 出席委員

委員長	平上博文
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	坪木一恵
委員	柳川政憲
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	横手重男
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	小川秀一
江田島図書館長兼能美図書館長	棚田康治
西能美学校給食共同調理場総括場長	小松正博

4 事務局

学校教育課	
課長補佐	田原 留美子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第22号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
- (4) 議案第23号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

- (5) 議案第24号 江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について
- (6) 報告1 教職員の服務規律の確保について
- (7) 報告2 平成25年度教育行政方針と主要施策の概要について
- (8) その他

7 議事の概要

○ 平上委員長

ただ今から第7回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただ今の出席委員は5名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○ 平上委員長

議案第22号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」、報告1の「教職員の服務規律の確保について」は、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

○ 平上委員長

ほかにご意見はありませんか。

○ 平上委員長

議案第22号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」、報告1の「教職員の服務規律の確保について」は、公開しないということに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 平上委員長

全員賛成と認めます。

従いまして、本日の議題の、議案第22号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」、報告1の「教職員の服務規律の確保について」は、公開しないで審議することとします。

○ 平上委員長

それでは、日程第1、「教育長報告」を行います。

○ 平上委員長

教育長から報告事項がありますので、これを許します。

- 塚田教育長
「教育長報告」 (省略)

- 平上委員長
以上で、教育長報告を終わります。
日程第2, 本日の会議録署名委員の指名は、会議規則第17条の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、坪木委員にお願いします。

- 平上委員長
日程第3, 議案第22号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。 (非公開)

- 平上委員長
全員異議なしと認め、原案どおり決定しました。

- 平上委員長
日程第4, 議案第23号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 塚田教育長
議案第23号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」の提案理由を説明します。
津久茂体育館の廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。
内容につきましては、教育次長に説明させます。

- 横手教育次長
ただいま議題となっております議案第23号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」の内容をご説明します。
提案理由につきましては、先ほど教育長が説明しましたとおりです。
この度、本市では、平成21年11月策定の公共施設見直しの基本方針並びに平成23年10月策定の未利用財産利活用基本方針に沿って公有財産を処分し廃止するものです。
津久茂体育館の廃止に伴い、教育委員会会議で意見を得て、市議会に一部を改正する条例案を議案として上程するものです。

改正内容についてご説明します。改正条文を掲載しておりますが、新旧対照表で説明します。

江田島市体育施設設置及び管理条例第2条は、名称及び位置を定めたものですが、この表中からアンダーラインを引いております津久茂体育館の項を削るものです。

また、別表第1では、体育施設の利用期間及び利用時間、別表第2では、有料体育施設の使用料の施設使用料、照明施設使用料を定めておりますが、それぞれの表中からアンダーラインを引いております津久茂体育館の項を削るものです。

附則として、この条例は、平成25年9月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○ 平上委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はありませんか。

○ 樋上委員

旧津久茂小学校体育館の廃止の今後の見通しはどのようなのですか。

○ 横手教育次長

「江田島市未利用財産利活用基本方針」に沿って、財産の売却処分を計画しております。

○ 平上委員長

施設を補助金により建設しているが、売却することの制限はありますか。

○ 横手教育次長

「江田島市学校施設整備基金条例」の設置に伴い、学校施設整備のための基金として積み立てることで、財産処分を行うことができます。

○ 平上委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

○ 平上委員長

原案に全員異議なしと認めました。

○ 平上委員長

日程第5、議案第24号「江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

議案第24号「江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について」の提案理由を説明します。

地方税法(平成25年法律第226号)の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。内容につきましては、教育次長に説明させます。

○ 横手教育次長

ただいま議題となっております議案第24号「江田島市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明しましたとおりです。

この度、地方税法の一部改正に伴い、江田島市奨学金貸付条例の一部を改正するものです。教育委員会会議で意見を得て、市議会に一部を改正する条例案を議案として上程するものです。

改正内容についてご説明します。改正条文並びに新旧対照表を付けておりますが、改正条文で説明します。

第11条では、奨学金の返還について定めたものです。同条第3項中の「年14.6パーセント」の次に、アンダーラインを引いております「(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加えるものです。

附則の第3項の次に「延滞金の割合の特例」の1項を加えるものです。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第11条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.

3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合

(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とするものです。

附則の施行期日として、この条例は、平成25年7月1日から施行するものです。ただし、附則第4項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するものです。

延滞金に関する経過措置として、施行期日の第2項に改正後の江田島市奨学金貸付条例第11条第3項の規定は、平成25年7月1日以後の期間に対応するものについて適用し、

同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものです。

また、第3項では、改正後の江田島市奨学金貸付条例附則第4項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものです。

参考資料として「平成25年度税制改正(地方税)の概要について」を付けておりますのでご覧ください。この度改正する税目・改正項目の全税目の延滞金及び還付加算金の利率の引下げ欄をご覧ください。(改正案の内容で説明する。)

以上で説明を終わります。

○ 平上委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はありませんか。

○ 平上委員長

市奨学金の収納率は何パーセントですか。

○ 田中学校教育課長

収納率は92パーセントです。

○ 横手教育次長

先ほどの説明に補足します。

江田島市全体における延滞金に係る条文については、6月市議会において一括して改正するよう上程します。

○ 平上委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

○ 平上委員長

全員異議なしと認めました。

○ 平上委員長

日程第6、報告1「教職員の服務規律の確保について」を議題とします。(非公開)

○ 平上委員長

日程第7、報告2「平成25年度教育行政方針と主要施策の概要について」を議題とします。

○ 塚田教育長

「平成25年度教育行政方針と主要施策の概要について」は、昨年度末に本会議で議題になったが、この度、2名の委員が新たに就任されたので、改めて説明するものです。

具体的な施策の概要については、それぞれ担当課長に説明させます。

○ 田中学校教育課長

学校教育課関係(学校給食共同調理場を含む)について説明する。

○ 小川生涯学習課長

生涯学習課関係(図書館を含む)について、説明する。

「その他」

その他では、次の3項目について報告を行いました。

- (1) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題について・・・学校教育課
- (2) 新年度、各課等における取組状況について・・・学校教育課・生涯学習課・図書館・学校給食調理場
- (3) 平成25年度江田島市教育委員会関係事業・行事について・・・
学校教育課, 生涯学習課

次の第8回教育委員会会議は6月17日(月)9時30分からここ301会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署名委員